

安曇野市立認定こども園・幼稚園給食調理業務委託事業

プロポーザル審査委員会設置要領

(設置)

第1 安曇野市立認定こども園・幼稚園給食調理業務の委託について、プロポーザル方式により選考するため、安曇野市立認定こども園・幼稚園給食調理業務委託事業プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) プロポーザル実施要領に関すること
- (2) 提案書等の審査基準と項目の決定に関すること
- (3) 候補者の決定に関すること
- (4) その他審査委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3 委員会は、委員長及び委員で構成し、次に掲げる者を充てる。

- (1) 認定こども園関係者
- (2) 給食調理業務関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 認定こども園保護者会代表者

(任期)

第4 委員の任期は、第2項第3号が終了するまでとする。

(会長)

第5 委員長は、委員会を代表するとともに、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(設置期間)

第7 審査委員会の設置期間は、所掌事務が終了するまでの間とする。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、子ども支援課において処理する。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。